

富里市教育振興基本計画
(第2期計画)
令和2年度～令和6年度

富里市教育委員会
令和3年3月施策追加

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

富里市教育委員会は、教育基本法の教育の目的及び理念のもと、国・県の策定する教育振興基本計画を踏まえ、本市にふさわしい教育の在り方を検討し、必要な施策を実行するため、平成27年3月に富里市教育振興基本計画(以下「第1期計画」といいます。)を策定しました。

教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 二 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 三 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第1期計画では、「家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く」を基本理念として、平成27年度から平成31年度までの5年間にわたり、取り組むべき施策の体系を明確化し、様々な教育課題への着実な対応、子どもたちが基礎学力を養い、高い道徳性を身に付け、おおらかに自信にあふれた人となるよう、また、明日の富里市を担う子どもたちを家庭、学校、地域が一体となって育てていくことによって、生涯にわたり学習する基盤を培うことができるよう、中長期的な視点で教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これからも着実に教育施策を進めるためには、教育の普遍的な使命を継承するとともに、社会の変化に適切に対応するために、各種施策の所期の目的が達成されているかどうか、PDCA(Plan 立案 Do 実施 Check 点検・評価 Action 改善)サイクルによる検証、改善を継続して行う必要があります。

そこで、第1期計画の基本理念「家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く」を継承するとともに、次の5か年を見据えた施策を実施するため、第2期富里市教育振興基本計画(以下「第2期計画」といいます。)を策定します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 教育基本法第17条第2項の計画

第2期計画は、教育基本法第17条第2項に規定された「教育の振興のための施策に関する基本計画」として、富里市の教育振興のための施策に関する基本計画です。

(2) 富里市総合計画など上位計画との関連

第2期計画は、富里市総合計画の「教育」に関する分野を担い、支えていく計画です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき市長が策定した市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「富里市教育大綱」を尊重し、策定しています。

(3) 他の計画との関連

とみさと教育プラン、富里市子ども読書活動推進計画、富里市教育委員会食育推進プラン、富里市校舎等改修改築環境改善計画などは、第2期計画を推進するための個別計画となります。これらの計画の中で、特に「とみさと教育プラン」は、毎年度作成し、第2期計画で定める教育施策を総合的・重点的に推進する実施計画となっています。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 及び 4 (略)

第3節 計画期間

第2期計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

第4節 計画の推進

富里市教育振興計画の基本理念、基本方針、教育施策等を実現していくために、施策ごとに実施する個別計画を作成しています。これら個別計画のうち、「とみさと教育プラン」は、年度ごとに定め、重点的に推進する事業を設定し、同プランに基づいて事業を実施していきます。

また、とみさと教育プランに基づく施策をPDCAサイクルに則り点検評価し、公表するとともに、次年度の「とみさと教育プラン」に反映させていきます。

第5節 計画の対象及び構成

(1) 計画の対象

第2期計画では、富里市の教育を進めていくため教育委員会が実施する学校教育、生涯学習及び文化・スポーツの推進や支援に関する施策を計画の対象範囲とします。

(2) 計画の構成

第2期計画では、富里市を取り巻く教育全般の諸問題を整理し(第2章)、課題に対応するための基本理念・目標を体系的に定めるとともに(第3章)、今後5年間を通して目標を実現するための現状と課題を洗い出し、必要な施策を定めています(第4章)。

第2章 富里市を取り巻く教育全般の諸問題

地方教育行政全般の諸問題の一つとして、いじめ問題や不登校など学校教育に係る諸問題の顕在化がありました。

本市では、いじめ問題における重大事態は生じていませんが、いじめ問題調査委員会を開催し、いじめ防止に関する対応状況の把握や対策等を検討し、教育相談活動等の充実や適応指導教室(ふれあいセンター)での児童・生徒の居場所づくりを行うとともに、ジョイント・スクール推進事業による中一ギャップの解消に取り組むなど、引き続き、いじめ問題及び不登校に対して支援する必要があります。

市町村の責務として児童福祉の観点から児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応を求められておりますが、児童虐待の早期発見・対応については、教育委員会及び学校もその役割を果たすことについて社会的な要請が高まりました。

本市の教育委員会及び学校も児童虐待防止の責務を果たすため、市健康福祉部、千葉県中央児童相談所、千葉県印旛健康福祉センターなど関係機関と協働して着実に対応していく必要があります。

家庭・学校・地域の役割と連携では、全国的にみて地域差はあるものの、都市化・過疎化の進行、少子化、核家族化、価値観やライフスタイルの多様化を背景とする、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退などから、人々の社会的孤立が懸念される状況や文化・規範の次世代への継承が困難となるおそれがあります。

これらの社会状況を子どもの育ちを巡る環境の変化として捉えると、地域社会の大人の中にあっては子どもの育ちに関心を払わず、関わろうとしない傾向があります。子ども同士が互いに影響しあって活動する機会が減少していることもあり、様々な体験の機会が失われてきているといえます。家庭における子育て環境への影響としては、子どもとどのように関わればよいかを悩み、孤立感を募らせる保護者も生じてきています。子どもの基本的な生活習慣や態度、他者との関わり方、自制心や耐性、規範意識の持たせ方など家庭の教育力の低下につながるというようなことも課題の一つとなっています。

家庭・学校・地域の役割と連携において、全国の地域によっては顕著な課題とされるこれらの事項を本市としても課題の一つとして捉える必要があります。

少子高齢化が進む中、社会では働き方改革が進められており、教職員が担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革は喫緊の課題です。これらの課題は、教育問題であると同時に社会全体の問題でもあり、学校教育の充実のみならずコミュニティの再構築を通じて子どもの学びを支えていくなど、家庭・学校・地域がそれぞれの役割認識を深め、連携・協働による教育を可能とする環境づくりに取り組む必要があります。

本市では、総人口5万人を前後に横ばいの傾向にあり、本市の合計特殊出生率は、人口を長期的に一定に保てる水準の2.1を下回る状況のため、0～14歳人口の減少傾向がそのまま、園児・児童・生徒数の減少傾向につながるものと思われます。少子化に対応した学校教育の充実を図る一方、公立幼稚園の在り方、公立小・中学校の適正規模・適正配置、小学校と中学校9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫教育の推進に、より一層取り組む必要があります。学校における働き方改革においては、新学習指導要領を円滑に実施していくため、業務量を減らすなどの業務改善と、限られた勤務時間の中で計画的・効率的に行おうとする、教職員の意識改革と両輪で進めていくことが必要です。

教育の情報化においては、子ども達の情報活用能力の育成や教科指導におけるICT活用、校務の情報化を実現することが重要となっています。また、インターネット・携帯電話等の普及をはじめとする情報化の進展により、その恩恵を享受していることと一方で有害情報やネット上のいじめ、犯罪被害から守るために、情報化の影の部分への対応が求められています。

人生100年時代を見据えた社会として、学び直しや新しいことへのチャレンジ、スポーツを健康につなげていくことなど、豊かに自分らしく生きていくため、どのようなことに価値を見出ししていくのか、生涯を通して主体的に自らの学びに取り組むことが重要となっています。

技術革新の進展に目を向けると、近い将来、日本の労働人口の相当規模がAI(人工知能)やロボット等により代替できる可能性が指摘され、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すなど、Society 5.0※で実現する社会に大きく変わろうとしています。社会が変われば、新たな仕事生まれ働き方も変わり、求められる能力も変わる、学びも変わる、社会の変化に対応する人材の育成が求められます。誰もが変化の激しい社会を生き抜いていくためには、年齢や障がいの有無に関わらず、お互いの個性を認め合い、協働し、多種多様な資源を生かしていくことが大変重要となっています。こうした状況を鑑み、本市を取り巻く教育全般の諸問題を踏まえ、新しい社会の到来を見据えた教育の在り方、将来像を描いていく必要があります。

※ Society 5.0とは、①サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより②地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かくに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、③人々が快適で活気に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会とされています。

Society 1.0 狩猟社会、Society 2.0 農耕社会、Society 3.0 工業社会、Society 4.0 情報社会に続く、新たな社会を指すもので、我が国が目指すべき未来社会の姿として内閣府で提唱されています。

第3章 計画の基本理念

第1節 計画の基本理念・目標

1. 計画の基本理念

富里市教育委員会では、第1期計画で定めた基本理念である「家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く教育」については第2期計画において継承し、子どもたちが郷土と国を愛し、真の国際人として活躍できるよう、「ふるさと富里を誇りにし、このまちの未来を拓き世界に羽ばたく子どもを育てる教育」を教育施策の基調とするとともに、変化する社会・新たな社会を生き抜くために、年齢や障がいの有無に関わらず、主体的に自分らしく輝くための学びや知識、技能を身に付け、活用できるよう教育の振興を図っていきます。

家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く教育

2. 計画の目標

基本理念を実現し、具体化していく方向性として、次の四つの目標を定めます。

(1) 次代を担い世界に羽ばたく人材の育成

児童・生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成し、グローバル化が進展していく社会で「生きる力」をより一層育むために、我が国と郷土を愛し誇りを持ち、言語や文化が異なる人々との協働や共生していくために必要なコミュニケーション能力を身に付け、自ら学び・考え、自分を表現して社会参加できるよう、人材の育成を目指します。

(2) 生きがいのある学び合う社会の構築

長寿化、少子高齢化、飛躍的に発展するAI及びIoTで実現する知識・情報の共有化による新たな価値が生まれるなど、働き方やライフスタイルの変化、人生100年時代を見据えた社会として、豊かに自分らしく生きていくため、生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指します。

(3) 家庭・学校・地域社会の絆による心豊かな地域づくり

次代を担う人材育成に大きな役割と責任を担う保護者への家庭教育に関わる情報や学びの場の提供などと併せて、家庭・学校・地域が連携し、協働する仕組みを構築することでそれぞれの機能が如何なく発揮され、社会全体で教育を担う豊かな地域づくりを目指します。

(4)教育施設の長寿命化・快適化・活用化

本市は、昭和53年の成田空港開港などによる人口の急増や第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和50年代前半から昭和60年代にかけて、小・中学校をはじめとする多くの教育施設が建築されました。そのため、建築後30年を経過している施設が大半を占め、老朽化が進んで施設の更新時期を迎えつつあります。

一斉に訪れる老朽化対策への課題に取り組むためには、計画的な改修とともに既存施設を有効に活用していく長寿命化を検討し、老朽化の解消とあわせて設備を近代化するなど、教育環境の質的向上とともに、工事費用の平準化を考慮した計画的な整備を目指します。

3. 計画の基本方針

目標1 「次代を担い世界に羽ばたく人材の育成」

基本方針1 確かな学力を育む

基本方針2 健全な心と体を育む

目標2 「生きがいのある学び合う社会の構築」

基本方針3 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

基本方針4 文化、スポーツの振興

目標3 「家庭・学校・地域社会の絆による心豊かな地域づくり」

基本方針5 地域に開かれた信頼される学校づくり

基本方針6 家庭・学校・地域の連携・協働による学びの充実

目標4 「教育施設の長寿命化・快適化・活用化」

基本方針7 教育施設の長寿命化・快適化・活用化

施策の体系

基本理念

目標

基本方針

施策

家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く教育

1 次代を担い世界に
羽ばたく人材の育成

2 生きがいのある
学び合う社会の構築

3 家庭・学校・地域社会の
絆による心豊かな地域づくり

4 教育施設の長寿命
・快適化・活用化

1 確かな学力を育む

2 健全な心と体を育む

3 人生100年時代を見据えた
生涯学習の推進

4 文化、スポーツの振興

5 地域に開かれた信頼される
学校づくり

6 家庭・学校・地域の連携・協働
による学びの充実

7 教育施設の長寿命化・快適
化・活用化

1-1 確かな学力を育てる教育の推進
1-2 教育内容・方法の改善充実
1-3 基礎や基本となる学習への取組
1-4 外国語教育の充実
1-5 ふるさと学習の推進
1-6 特別支援教育の推進
1-7 幼児教育の充実
1-8 学校図書館の活用
1-9 教職員の資質の向上
1-10 ICTを活用した学習の推進

2-1 豊かな心の育成
2-2 健やかな体の育成
2-3 不登校やいじめ等への対応
2-4 情報モラル教育の推進
2-5 安全教育の推進
2-6 ジョイント・スクール推進事業の取組
2-7 次世代の子ども達の健康を推進するための
対応
2-8 安全においしく楽しむ食育の推進
2-9 思いやりのある青少年の育成

3-1 いつまでも学べる環境整備
3-2 学びの成果を活かす環境づくり
3-3 公民館事業の充実
3-4 図書館資料の整備
3-5 図書館事業の充実

4-1 文化の創造
4-2 文化資源の保守
4-3 文化資源の活用
4-4 生涯スポーツ体制の整備
4-5 健康・体カづくりとスポーツ活動の促進

5-1 学校開放や地域公開
5-2 開かれた学校づくり
5-3 学校体育施設開放事業の促進

6-1 家庭教育の場の提供
6-2 地域社会と家庭教育の連携
6-3 地域一体のキャリア教育を推進
6-4 国際化社会に対応する子どもへの支援

7-1 学校施設の整備
7-2 社会教育施設の整備
7-3 スポーツ施設の整備

第4章 計画の推進

目標1 次代を担い世界に羽ばたく人材の育成

基本方針1 確かな学力を育む

<現状と課題>

これからの社会を力強く生きていくために、「確かな学力」を育成していくことは大きな柱の一つです。文部科学省が示す学習指導要領は、小学校では2020年度(令和2年度)から、中学校では2021年度(令和3年度)から全面実施となり、「基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう人間性等」という3つの柱で教育内容が整理され、子どもたちに身に付けさせたい力を明確にして指導方法を工夫・改善していくことが一層求められています。

全国学力・学習状況調査(小学校第6学年及び中学校第3学年が対象)結果によると、本市の子どもたちの学力は全国平均を下回る状況が続いており、全体的な学力向上が大きな課題となっています。また、家庭学習の習慣や規則正しい生活習慣が十分に身につけていない傾向にあることも、本調査から明らかとなっています。

各学校における学校図書館教育の充実、市立図書館との連携事業等により、子どもたちの読書に対する意欲は高い傾向にあります。これが学力の向上につながるような方策を探っていくことが求められます。

○施策

1-1 確かな学力を育てる教育の推進

社会に出てからも学校教育で学んだことをいかせるように、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性をバランスよく育む教育を推進します。

1-2 教育内容・方法の改善充実

主体的・対話的で深い学びの視点から、「何を学ぶか」だけでなく、学びの過程を重視し、教育課程を編成・実施・評価・改善していくカリキュラム・マネジメントを確立して教育内容の充実を図り、授業を改善します。

1-3 基礎や基本となる学習への取組

基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、思考力・判断力・表現力等の育成に向け、各教科等を通して「主体的・対話的で深い学び」が充実する取組を推進します。

1-4 外国語教育の充実

外国語でのコミュニケーションにおける子どもたちの見方や考え方を大切に、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動の充実を図り、小・中学校でそれぞれ身に付けたことを活用して、伝え合う資質・能力の育成を目指します。

1-5 ふるさと学習の推進

子どもたちが郷土に誇りを持ち、「富里」で育ってよかったと思えるよう、教育課程に位置付けた「ふるさと学習」の内容を充実させます。

1-6 特別支援教育の推進

障害のある子どもとない子どもが共に学び合う機会を充実し、互いに尊重し認め合える、豊かな人間性を育成します。

1-7 幼児教育の充実

子どもたちの小学校就学前の姿を想定した、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」など10の視点から捉え、個を大切にしたい関わりをしていきます。幼児期と児童期の子どもたちの成長を連続したものと捉え、人格形成の基礎を伴う幼児教育の更なる充実を図ります。

1-8 学校図書館の活用

全校一斉の読書活動や、家庭、公立図書館、ボランティアと連携して子どもの読書活動を支援します。

1-9 教職員の資質の向上

子どもたちの成長に関わるという責任感と使命感を持ち続けるとともに、変化の著しい社会や子どもの実態に即した指導を行うための専門性を身に付けられるよう研修体制を構築、子ども・家庭・地域から信頼される教職員を目指します。

1-10 ICTを活用した学習の推進

映像やアニメーション、Webサイトなどの情報技術を授業に取り入れ、ICTの便利さや可能性に関する子どもたちの興味・関心を高め、学習の動機づけを行うとともに、情報モラルを持った情報活用能力を育みます。

また、情報端末の活用により、子どもたち一人ひとりの個性や習熟度に合わせた学習など、個別最適化された学びとともに、自分の考えを整理し、学級やグループで伝え合い、新たな思考や表現力を培うなど、主体的・対話的で深い学習の充実を図ります。

基本方針2 健全な心と体を育む

<現状と課題>

いじめや不登校、児童虐待の増加など子どもを取り巻く環境が社会的な問題になっています。その背景に、情報化社会による情報端末の普及により、子どもたちは外で元気に遊ぶことよりも家に閉じこもって遊ぶことが多くなる傾向があり、体力の低下や地域における地縁的なつながりの希薄化などが考えられます。また、少子化の進行から子ども同士のつながりも少なくなっているようです。基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるために学校や地域が協力し、いじめや不登校などの問題解決に向けた取組をより一層推進していくことが求められます。

富里市の中学生は近隣の市町村の中学生に比べ、生活習慣病検診の結果が悪く、要医療の割合が全体の7.6%、要指導の生徒は52.5%、中等度肥満・高度肥満の割合は全体の6.1%で印旛郡市内ワースト1となっています。また虫歯の治療率が低い状況が続いています。このような状況から、次世代を担う児童・生徒の健康管理に力を入れ、検診事業を充実させるとともに、子どもたちが自分の健康に関心を持ち、自らの生活を振り返り、健康的な生活を実践できるように、計画的に健康教育を推進していくことが求められます。

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、国際化、消費社会化、社会の階層化等により大きく変化していきます。近所の友達の減少などから気軽に友達と会う機会が減り、コミュニケーションを図ることへの苦手意識も見受けられます。そのような中、様々な体験活動を異学年と経験することなどで、人間関係の形成や友達を思いやる心を養うことが大切です。

○施 策

2-1 豊かな心の育成

他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など子どもたちの豊かな心を育むために、各学校における道徳教育や人権教育の更なる推進を図っていきます。

2-2 健やかな体の育成

運動に親しみ、健康で安全な活力ある学校生活を送るために、適切な運動・調和の取れた食事・十分な睡眠の「健康3原則」の観点から、幅広い体力向上を図ります。また、家庭や地域及び関係機関等と連携しながら健康で規則正しい生活習慣の育成を図ります。

2-3 不登校やいじめ等への対応

不登校の背景ともなるいじめへの対応については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、学校が講ずべき措置が明確化されました。家庭や地域、学校においては、子どもたちが自分の悩みや不安などを誰かに相談できるような人間関係や雰囲気づくり、それを支える相談体制の充実が求められています。学校や家庭、関係機関で連携し、いじめ・不登校などの未然防止や早期発見、早期対応のための取組を強化していきます。

2-4 情報モラル教育の推進

子どもたちの多くがスマートフォン等の情報機器を所有するようになってきました。正しい情報の送受信の仕方等、情報モラル教育の推進に努めます。

2-5 安全教育の推進

日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるなど、交通安全や災害安全においても、自身で適切な判断・行動ができる能力が身につくよう、様々な教育活動における安全教育の推進に努めます。

2-6 ジョイント・スクール推進事業の取組

従来の小中連携の考え方をより発展させて、義務教育9年間の教育課程上の接続を重視した学校(学園)運営を目指し、中学校不適応生徒の現状を解消し、児童生徒の学びと成長・発達の連続性を保障し「生きる力」の育成を図っていきます。

2-7 次世代の子どもたちの健康を推進するための対応

生活習慣病検診を積極的に活用し、検診結果を踏まえた保健指導を充実させ、要観察・要医療の生徒の個別指導、小学生からの全体での栄養改善指導(栄養士による)及び生活習慣病の予防指導の充実を図ります。また歯科保健については、歯科衛生士を活用したブラッシング指導や歯科保健指導がすべての学校で実践できるよう計画していきます。

2-8 安全においしく楽しむ食育の推進

学校給食の食材として地場産物を活用することにより、地域の自然や郷土の食文化に対する子どもたちの理解を深め、生産や調理に携わる方々への感謝の心を育みます。

計画的・継続的に食に関する指導を進めるとともに、生産者団体や家庭、地域社会等と連携し体験活動を取り入れた食育を推進します。

2-9 思いやりのある青少年の育成

次代を担う子どもや若者が、心身ともに健康で夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍できるよう、家庭、学校、地域が連携して青少年をとりまく社会環境を整えることに努めます。

目標2 生きがいのある学び合う社会の構築

基本方針3 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

<現状と課題>

人生100年時代構想会議の中間報告では、今後、人の平均寿命は延びていくと予測され、ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計され、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えることになるとされています。

国際化、情報化等、急激な社会情勢の変化の中で、100年という長い期間を心豊かに充実した人生を送っていくためには、生涯にわたって自ら学習に取り組み、自己を高めていく生涯学習が重要となります。このような時代においては、これまでの教育、仕事、引退というステージの単線型の人生から、マルチステージの人生へと移行していくことが考えられます。

また、今までの仕事が人工知能で代替される時代を迎えるにあたり、個人はあらゆる年代で定期的に自立的に学び直していくという姿勢が大切となり、さらに人口減少社会においては、市民一人ひとりの主体的な社会参画が不可欠となり、地域の課題解決や活性化のための「学び」を推進することが求められています。

このように生涯にわたって活躍するためには、家庭、学校、地域の組織的な連携・協働の仕組みをつくり、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」というような環境を整備することが重要です。

○施策

3-1 いつまでも学べる環境整備

学校教育はもとより、家庭教育、社会教育、文化活動、ボランティア活動など様々な機会での学習できる環境整備に取り組んでいきます。

また、社会が多様化・複雑化する中、関係機関との連携を密にし、生涯学習の推進を図ります。

3-2 学びの成果を活かす環境づくり

何かを学びたいということと、学んだ成果を還元したいということがつながる機会を充実し、地域で生涯学習を支える人材の登用と育成を図っていきます。

3-3 公民館事業の充実

市民が安心して学び・集う場としての利便性の向上や安全性を確保し、学習機会の充実に努めます。

3-4 図書館資料の整備

市民の学びや課題解決などを支援するため、必要な資料を確保するとともに適切に更新を行い、学習環境と情報提供の充実に努めます。

3-5 図書館事業の充実

幼児期から読書にふれあう機会を提供し、子どもの読書習慣の定着を促すとともに、すべての年代の学びを支援します。

基本方針4 文化、スポーツの振興

<現状と課題>

質の高い芸術を鑑賞する機会として、市内および近隣市町に在住する芸術家の作品を展示する芸術鑑賞事業を夏季に開催しています。また、豊かな文化生活を営むことを目的として、文化団体や個人が自立した活動を行い、これら文化団体等の活動成果を発表する場として、秋季に市文化祭を開催しています。

市内には多数の文化財が所在していますが、継続的に実施している各種調査によって新たな文化財が発見されることも珍しくありません。これらの文化財は、本市の歴史を語る上で極めて重要な資料であり、現代の私たちにはこれらの文化財を保護・保存し、後世の人々に「文化遺産」として引き継いでいく義務があります。

文化財の保護・保存を行う上での根幹は、本市の歴史を正しく認識するための教材として文化財の活用を図っていくことが重要といえます。

多種多様なスポーツの需要が増大している中、時代のニーズに即したニュースポーツの習得や生涯スポーツ振興のための指導者の養成が求められています。

生涯スポーツの推進には、スポーツ推進委員をはじめ、体育協会、学校体育施設開放利用団体、スポーツ少年団、さらには地域住民との連携・協力が重要です。また、スポーツ大会など気軽にスポーツにふれることができる機会の充実により、地域社会の活性化が図られます。

市民の誰もが、生涯にわたりスポーツに参加できる環境を整備するため、スポーツによる地域づくりや、優れた地域スポーツ指導者の育成など、地域住民が主体となった地域スポーツの振興が必要です。

○施策

4-1 文化の創造

文化祭での参加者並びに来場者間のコミュニケーションが図られるよう、各種体験教室を拡充しつつ、若年世代の参加を促しながら、幅広い年齢層の市民が参加する文化祭の開催を目指します。

市内外に在住する芸術家の作品展を開催することにより、質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる機会を創出し、より多くの市民が文化活動や芸術作品に親しみを持って接することができる環境を提供します。

4-2 文化資源の保守

各種文化財を適切に保護・保存・継承していきます。

4-3 文化資源の活用

市内で出土した様々な埋蔵文化財や寄贈された民具、蒐集(しゅうしゅう)した写真史料を活用した郷土の歴史教育支援を行っていますが、より市内の文化財を活用するため郷土資料の展示や解説の充実を図ります。

子どもたちが、自分の学校や地域への誇りと愛着、自らが地域づくりを担うという意識を培うことにより、郷土や国を愛する心を育てます。

4-4 生涯スポーツ体制の整備

地域住民により自主的に運営される総合型地域スポーツクラブの設立・活動への支援を行い、幅広い年齢層の人々が、様々なスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

4-5 健康・体力づくりとスポーツ活動の促進

市民の多様なニーズにこたえ、また青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくりを促進するうえからも、様々なスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の提供及び拡充を図ります。

目標3 家庭・学校・地域社会の絆による心豊かな地域づくり

基本方針5 地域に開かれた信頼される学校づくり

<現状と課題>

学校が地域に開かれ、その役割を地域の中で果たしていくためには、地域に信頼されること、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を明確にすること、互いに連携を図りながら子どもたちの望ましい成長を目指して教育を展開することが重要です。

自然体験や社会にふれる機会が不十分な子どもたちは、自立心や規範意識などが薄れてきている課題があり、家庭教育の自主性を尊重しながら、地域や学校をはじめとする人とのつながりの中で子どもたちを育てていく必要があります。

いじめや不登校へ解消に向けて、学校の教職員等の取組だけではなく家庭、地域でも自他を尊重し思いやる気持ちを育てていく必要があります。

市民が定期的にスポーツを楽しむ場として、学校体育施設の効果的な利用の促進が求められています。また、学校体育施設開放事業を通じ、市民の健康増進・コミュニケーションの場の提供等により、地域社会の活性化へ向けた取り組みが重要となっています。

○施策

5-1 学校開放や地域公開

より多くの保護者や地域住民が参加できるよう、地域公開や学校行事を工夫して行っていきます。多様な経験や技術をもつ地域の方々の授業参加や社会に開かれた教育課程の編成など、学校を地域全体で育てていけるよう取り組みます。

5-2 開かれた学校づくり

幼稚園・小・中学校と地域が連携し、市教育委員会、PTA 等の支援団体の協力を得て、学校にコーディネーターを配置し、地域ぐるみで学校教育を支援する体制づくりを促進するとともに、様々な体験活動やボランティア活動への参加を促します。

5-3 学校体育施設開放事業の促進

学校体育施設開放利用団体の利用を促進し、地域住民が身近にスポーツに親しめる機会を創出することで、地域社会の活性化を図ります。

基本方針6 家庭・学校・地域の連携・協働による学びの充実

<現状と課題>

地域の人間関係の希薄化や生活様式の多様化など、様々な要因から子どもたちを見守り、育てる環境の低下が懸念されています。

少子化や核家族化、共働き世帯の増加など多様化する家庭環境に伴い、子育てに不安を抱える保護者の存在も問題視されています。このような現状から、家庭、学校、地域が連携し、家庭教育力の向上を図る必要があります。

○施策

6-1 家庭教育の場の提供

同じ年頃の子どもを持つ保護者が一緒に子育てについて学び、相談できる家庭教育学級を市内公立幼稚園・小・中学校に開設し、運営への助言や支援を行います。

家庭教育学級連絡協議会での講話等により親力向上を図ります。

6-2 地域社会と家庭教育の連携

学校周辺地域の方々と共に子どもを育てることを意識し、近隣住民とのつながりを強められるように家庭教育学級で地域の方々との連携に努めます。

6-3 地域一体のキャリア教育を推進

社会的・職業的自立に向けて必要となる資質や能力、態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観などの価値観を自ら形成・確立できる子どもの育成を目指します。

6-4 国際化社会に対応する子どもへの支援

グローバル化の急速な進展の中で、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、生涯にわたり国際社会で生き抜く力を育むよう支援します。

国際対話能力の育成と異文化に対する理解を深める能力を養います。

目標4 教育施設の長寿命化・快適化・活用化

基本方針7 教育施設の長寿命化・快適化・活用化

<現状と課題>

市内小・中学校の多くは、昭和53年の成田空港開港などによる人口急増や第2次ベビーブーム世代の就学の影響を受け、昭和53年から昭和60年代までに一斉に整備されたため、現在、建築後30年を経過する施設の割合が高まり、老朽化への対応が課題となっています。

また、市民の社会教育の中核的な施設として重要な役割を果たす中央公民館の老朽化も著しく、機能の回復や向上が必要となる箇所が多くなっています。そのため、中長期的視点に立った老朽化対策、将来の利用の需要も踏まえ、市民が安心して学び・集う場所としての利便性の向上や安全を確保することが課題となっています。

スポーツ施設では、すべての人が身近にスポーツに親しみ、楽しめる機会を確保するために、施設の日常修繕や老朽化対策、人口構成の変化等への計画的な対応が課題となっています。

これら教育施設では、建築年数の経過とともに全般的に老朽化が進んでいることから、計画的な改修とともに長寿化への対応を検討し、快適化・活用化を図っていくことが必要となります。

○施 策

7-1 学校施設の整備

学校施設は、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティなどの場となることから、学校施設の長寿命化計画、安全・安心な学校を維持するための予防保全、社会的要求水準に則した環境改善を推進していきます。

7-2 社会教育施設の整備

社会教育の中核となる富里中央公民館では、施設の計画的な修繕やバリアフリー化などにより、安心して学び・集う場として利便性の向上や安全性の確保に努めます。

富里市立図書館について、安全性や利便性の向上を目指し、計画的に改修などを行っています。

7-3 スポーツ施設の整備

地域における安全なスポーツの持続的な提供を図るため、スポーツ施設ごとの修繕計画に基づいた整備・管理に努めます。